4　仕様書の交付場所及び問合せ先

仕様書の交付は、令和元年11月11日から令和元年11月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）の間、下記５⑴に示す場所において貸与する。郵送（送料実費負担）を希望する者は下記５⑴へ連絡すること。

なお、仕様書以外の入札説明書、入札者注意書等は、日本郵政グループホームページ（建設工事関係）からダウンロードすること。

5　担当部署

⑴　仕様書等関連

〒100―8791 東京都千代田区大手町二丁目３番１号大手町プレイスウエストタワー16階

日本郵政株式会社不動産部門施設部施設保全グループ保全計画担当　電話03―3477―0179

⑵　入札手続関連（契約事務代行者）

〒100―8791 東京都千代田区大手町二丁目３番１号大手町プレイスウエストタワー16階

日本郵政株式会社不動産部門施設部統括グループ契約担当　白浜　洋実　電話03―3477―0161

6　その他

⑴　手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　入札説明書による。

⑷　入札書の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑸　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Contracting entity : Atsuko Onodera, Managing Officer, JAPAN POST Bank Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 75

⑶　Work contents : Facility and equipment maintenance management

⑷　Fulfillment period : 31 March 2024

⑸　Fulfillment place : Otaru Postal Savings Operation Center and 18 facility

⑹　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 p.m. 26 November 2019

⑺　Time-limit for the submission of tenders brought with : 3 : 45 p.m. 13 February 2020, or tenders submitted by mail : 10 February 2020

⑻　Contact point where tender documents are available : Hiromi Shirahama, Facility Management Department, Real Estate Division, JAPAN POST HOLDINGS Co., Ltd.; 2―3―1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8791 Japan, Phone Number : 03―3477―0161

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年11月12日

東京地下鉄株式会社　営業部長　榎本　　進

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13

○第654号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　78

⑵　調達役務及び数量　一般廃棄物・産業廃棄物処理業務（新宿駅務管区・霞ケ関駅務管区・表参道駅務管区）一式

⑶　調達役務の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　令和２年４月１日から令和４年３月31日まで

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　⑵の業務について入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち消費税額等に相当する額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

2　競争参加資格

⑴　契約を締結する能力を有しない者でないこと。

⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。

⑶　次の各号に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。

①　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。

②　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。

③　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。

④　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。

⑤　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げたこと。

⑥　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。

⑦　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄㈱（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。

⑧　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。

⑨　契約の履行成績又はアフター・サービスが著しく不良であったこと。

⑩　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。

⑪　①～⑦までのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑸　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

⑹　会社で定めた取引先資格審査規則により、資格を有すると認められた者であること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、３⑴に示す場所に申請すること。

⑺　４の⑶に示す日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。